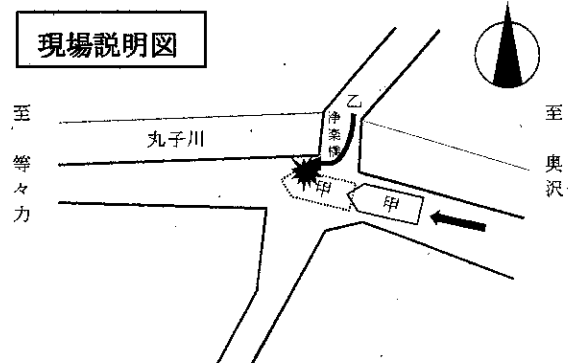
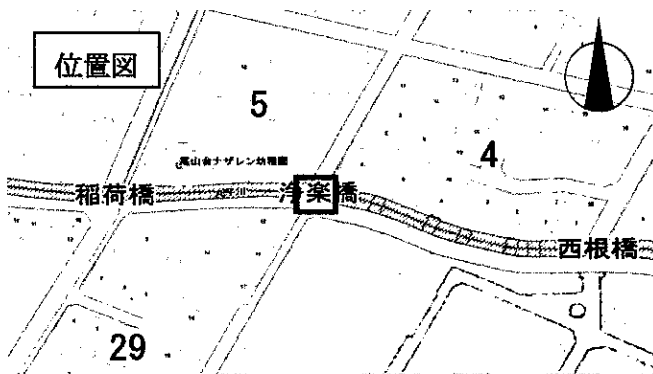


自動車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年6月14日（金）午前9時50分頃
（天気：晴れ）
- (2) 発生場所 世田谷区玉堤一丁目29番 丸子川沿い浄楽橋付近



- (3) 相手方 乙（XXXXXXXXXX）
- (4) 事故内容 世田谷区（以下「甲」という）玉川総合支所地域振興課の職員が、庁有車で現地確認のため、丸子川沿いを走行していた。玉堤一丁目29番浄楽橋横を減速し通過していたところ、乙が自転車で浄楽橋を渡り右折する際に甲車両の右側部と自転車が接触し、左側に転倒した。なお、現場は双方ともに一時停止の標識はなかった。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし
物損：なし
- 乙 人身：左肘の擦過傷
物損：自転車のかごに歪みあり

2 事後の対応

- (1) 事故発生後、直ちに相手方の人身の安全を確認するとともに警察への通報、救急車の要請を行った。
- (2) 乙の保護者が事故後、直ちに現場に到着。要請した救急車に乙と同乗し医療機関に搬送、診察を受けた。
- (3) 乙及び保護者に対しては事故発生日当日に謝罪した。今後も誠意をもって対応し、示談による解決を進めていく。
- (4) 本件事故をふまえ、改めて運転職員に安全運転を徹底するよう指導を行った。また、全職員に事故防止に向けた研修・指導を継続して実施していく。